



QFN 通信

Qshu Forest Network News
NPO 法人 九州森林ネットワーク

巻頭文 理事長 佐藤 宣子(福岡県 福岡市)

第 25 号 since2005.6.1

発行日 2019.04.15

会員の皆さまご健勝のこととお慶び申し上げます。

私事になりますが、子育てが一段落した 5 年前に 50 の手習いで華道を始めました。それまで「道」がつく趣味は、合気道を少しかじった程度でしたので、改めて型をマスターし、日本文化に触れる機会を持つと思ったのがきっかけです。5 年間やって、ようやく規矩が分かってきたところです。加えて、草木を通じて季節の移り変わりを感じ、また春先には梅、ボケ、桃、サクラ、レンギョウなど花木を扱うことで、それぞれの違いを眼と手でわかるようになってきました。梅は、冬の風雪に耐えて、一番始めに咲く花です。苔木から新芽がでてくる姿を力強く生けるために、梅の木を剪るのですが、材部分がとても堅くて難儀をします。

4 月 1 日に新元号が発表され、「令和」の参考とされた万葉集の梅の歌が脚光をあびています。大友旅人が太宰府に赴任して選歌した梅を題材にした 3 2 首の 1 つからの引用とのこと。万葉集には桜の歌もありますが、梅の方が多いとのこと。寒い中に健気に咲く梅の花は春の訪れを待ちわびる、象徴だったことでしょう。梅は中国伝来ですが、松竹梅といわれるように日本文化の深くに通じています。

毎年、この季節、桜の話題となりますが、改元にちなんで梅の話題を書いてみました。

本会は本年 NPO 法人設立して 15 年を向かえます。新たな気持ちで、活動していきたいと存じます。本 QFN では 5 月の会員向けのプレミアム研修の案内と昨年 11 月に実施された第 23 回九州森林フォーラムの報告を記載しています。

5 月 24-25 日に開催する会員向けのプレミアム研修では、佐賀市の旧富士町を中心にして、森林の新たな活用（マウンテンバイクのコース）による地域振興および国産無垢材を利用する中小工務店に限定した製材品出荷を掲げる黒田木材工業を訪問します。林業研究グループである婦人林研が提供する野草料理や古湯温泉などを楽しみながら、会員や地元の方との懇親を深めたいと思います。貴重な機会ですので、是非、ご参加くださるようお願いいたします。

〈発行〉

NPO 九州森林ネットワーク

本部：熊本県小国町

〈編集責任〉

宮崎県諸塚オフィス



【目次】

第 23 回九州森林フォーラム in
福岡市

第 1 回九州木質建物構造展
出展・セミナーの報告

P.2～P.11

第 8 回プレミアム研修について
P.12



第 23 回 九州森林フォーラム in 福岡市

～森林環境税で変わる！？森林管理と森の暮らし～

平成 30 年 11 月 9 日(金)にて、九州森林フォーラムを開催いたしました。

今回のテーマは、「新たな森林管理システムと森林環境税」です。

2018 年 5 月に成立した「森林経営管理法」は、これまでの森林政策の大きな転換となる法律です。これら新制度の本質を学び、山林所有者、自治体、林業者、市民(＝納税者)が地域の森林問題と森林経営管理法の課題を共有する立場にしたいと思い、基調講演を、森林経営管理法の国会質疑参考人として意見を述べられた。愛媛大学名誉教授の泉英二先生にお願いし、森林経営管理法後の林業や森林環境について考えていきました。

場 所 福岡市 アクロス福岡(607 会議室)

日 時 平成 30 年 11 月 9 日(金曜日) 13:00～17:00

① 基調講演 愛媛大学名誉教授 国民森林会議提言委員長 泉 英二先生

・表題 「森林経営管理法」を危惧する



・無理と危惧・懸念ばかりの法律

先の通常国会に上程された「森林経営管理法案」は重要法案に指定されたにもかかわらず、社会的にあまり注目されることもなく平成 30 年 5 月 25 日国会で成立し、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることになった。

森林経営管理法は、その組み立て自身に多くの無理があり、条文化された内容には、多数の危惧、懸念事項がある。

・「手続き」も異常

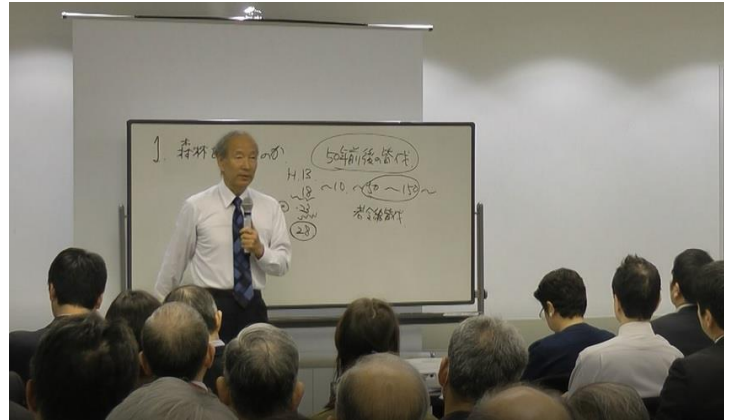
本来ならば学識経験者を含めた委員会・検討会議等を設置して報告書を取りまとめたり、林政審議会に農林水産大臣がこの課題を諮問して答申を得たりするプロセスがあるのが通例である。

・森林所有者への無残な仕打ち

「森林経営管理法」に従えば、「森林所有者は経営意欲がない」と決めつけた上で、その所有者に「適時に伐採、造林及び保育」を実施する義務を課し、それらが実施できていなければ市町村がその森林の「経営管理権」を集積する。経営管理の実施権が伐採業者の手に渡れば、どこでいくらで販売されても所有者は文句も言えない、しかも、立木代が一切入らない可能性も高い。

・市町村に過大な責務

この「森林経営管理法」において市町村に与えられる役割はきわめて重い、本来、市町村は地域政策が本務であり、産業政策としての林業に関しては地域の森林組合に依存してきたところが多い。それゆえ。今回の「森林経営管理法」で新たな役割を付与しても、おそらく全国の市町村で対応できるところはきわめて少数であろう。



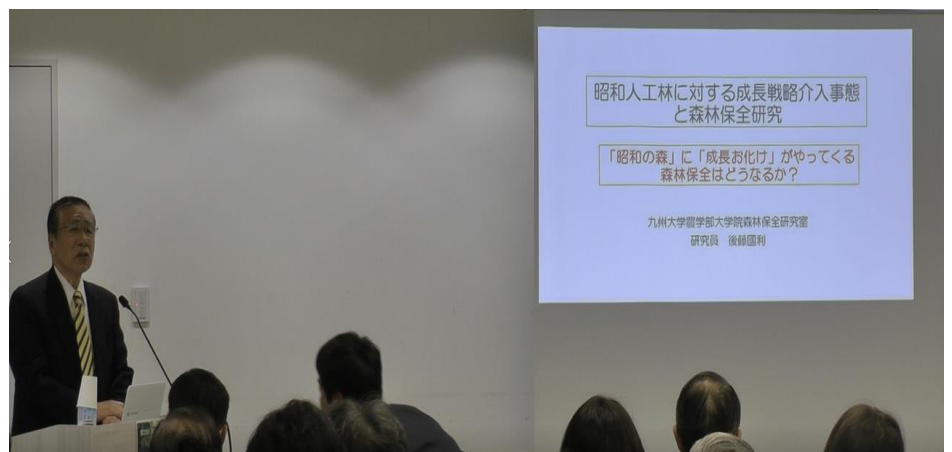
② 事例報告 元臼杵市長 後藤國利 様（山林所有者）

「自立林家と森林経営管理法」

・見方と考え方（木材・林業観）を改めなければ

森林所有者の多くが戸惑っている。旺盛だった木材需要は陰り、少子化による人口減もあり、労働力の確保が難しくなり、手厚かった森林整備補助金は見直しが進んでいる。政府は新しく森林経営管理法を作り、新しい事態に適合するように指針を調整している、私たち森林所有者は、新しい事態に対応して森林への見方と扱い方を見直さなければならないと思う。見直しにあたり、三つの価値観を検討する必要があると思う。

- 1、森林所有者が考える木材の価値と市場の評価のミスマッチに学ぶ価値観
- 2、林家としては森林にどんな価値と意義を世間が期待してほしいのか
- 3、森林と共に働き、森林にチャレンジする林家の生き方の価値



③ 事例報告 NPO 法人ふるさと創生 理事長 板東博暁 様（林業）

・「NPO ふるさと創生とは」

平成 20 年 4 月より森林部門が活動を始める（熊本県林務職員 OB を核としてはじめる）

主に間伐(搬出含む)・造林・下刈り関係の受託作業を行っている

森林作業自体は請負作業として基本的に外注

「第2の森林組合」的存在であり、わかりにくい林業関係補助金のセカンドオピニオンである

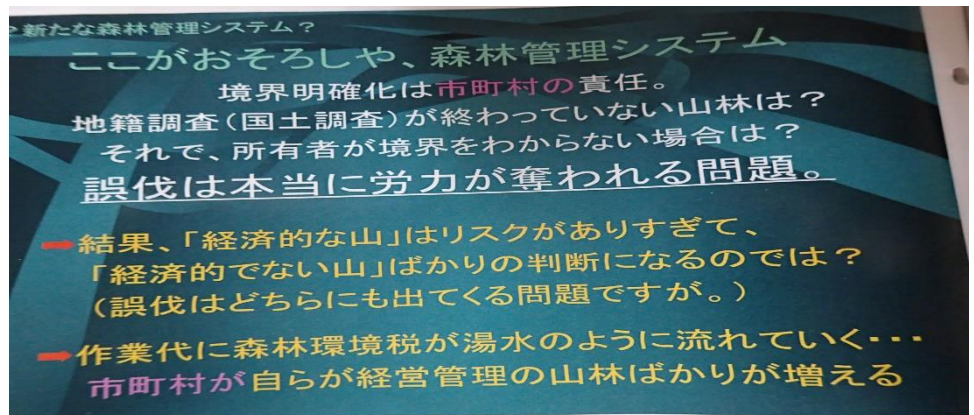
・森林管理システムのここがおそろしい

境界明確化は市町村の責任なのか？

国土調査が終わっていない山林は、所有者が境界をわからない場合はどうなる？

誤伐は本当に労力が奪われる問題だ！

個人的意見として、いっそ経営意欲のない所有者から、山林を買い取り市町村有林にする事で、林業専門の役場職員、作業班(請負・直営事業体)で市町村主体でやっちゃえ！ それがわかりやすい！



④ 事例報告 小国町産業課 林政係長 長谷部公博 様 (市町村)

・小国町の概要 人口:約 6,835 人 面積:13,700ha 78%を森林(10,650ha)が占める

産業:観光業、農林業 豊富な温泉資源がある。

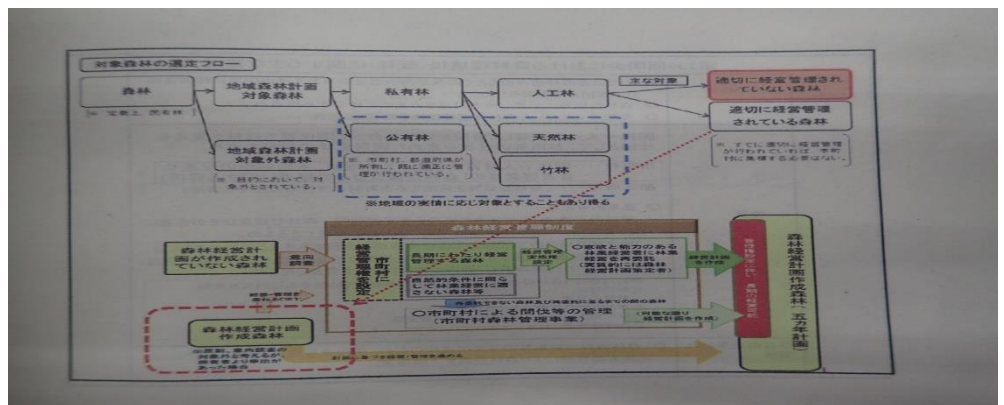
小国町の森林整備状況 人工造林 13ha 下刈り 60ha 間伐 186ha 小国町の森林経営計画 作成主体

小国町森林組合 認定面積 7,157ha 私有林の 73%をお願いカバー

森林経営管理法に伴い、小国町森林組合との意見交換会を開始 2018 年 2 月～

(目的) 小国町内の森林を管理する重要な森林組合と、制度概要の相応理解と実施に向けての意見交換を行う
(地域の選定) 経営困難地であり、危険防止地区を重点地区として町が選定、地籍調査が行われていない地域が多いことが懸念。

森林経営計画団地の枠組みと地籍終了した地域を先行し調査を行う。



⑤ 事例報告 山村塾 事務局長 小森耕太 様（森林ボランティア）

・山村塾とは、都市と農山村の住民が一緒に、農作業や山仕事を楽しみ、山村の自然を守る。

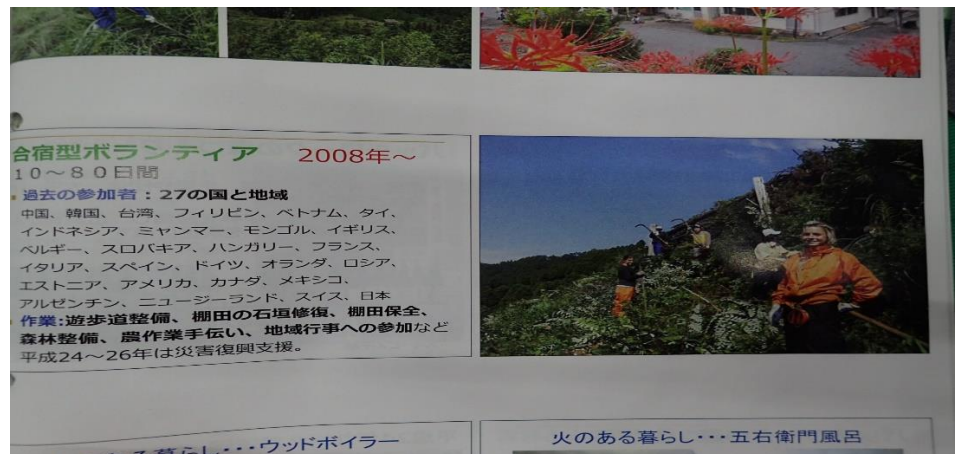
・森林に関わる NPO として思うこと

森林は経済面だけでは測れない

人が関わらない森林の多面的機能は何？ 経済性の有無で変わるのか？

それらは、だれが何のために森林管理を行っていくのか？

ボランティアなどを通じ、森林・山村との結びつきを保つことは、社会が森林を正しく理解し、関わっていくためにも重要との事例報告がありました。



⑥ パネルディスカッション

九州大学 佐藤先生をコーディネーターとして、事例発表を行った 4 名と愛媛大学の泉英二先生にも加わっていたき、6名でパネルディスカッションを行いました。

* 森林環境税について

・森林環境税は 2024 年からだが、基金から取り崩して、来年から事業が実施される。

・市町村に 90%。県に 10%の割合で配分される。

・市町村の配分のうち 50%は、私有林の人工林面積に応じて、20%は林業従事者数に応じて、30%は人口に応じて、配分される。

・九州には、手厚い配分がある。

・完成年度は 10 年以上先となる。

・来年から 3 年間は事業総額 200 億円。4 年目から 400 億円。さらに 3 年後に 500 億円となり、その先 600 億円となる。これは、恒久的な予算となります。

・大半の市町村は、森林に対して課題意識を持っていない。

・予算配分の方法は決まっているが、用途は市町村が決めて良い。

・意欲と能力のある林業事業体の選定は、市町村ではなく県が行う。

* 森林経営管理法をどのように評価するか

・九州北部豪雨の流木被害を踏まえての間伐の効果について

・主伐・間伐など山づくりに関する山林所有者の傾向について

- ・不在山林所有者の現状について
- ・固定資産税の問題もあり、子供が山林を相続したがない傾向がある。
- ・地域林政アドバイザー制度を市町村に売り込むのは有力な手段である。
- ・今回の制度は複雑な土地所有権には踏み込まずに、立木の所有権のみを市町村が管理していくという制度になっている。

- ・森林経営計画の策定率は、小国町で 70%。日田では 90%を超えている。

このような林業先進地だと森林管理の底上げに使うのには限界がある。

- ・使途について、一般の方が森林に対する理解を向上させるために使用できないか？
- ・林家の多い地域では、森林環境譲与税は、既存の森林整備の上乗せにも使いたい。
- ・杉は、150 年で 1 人前となるので、50 年生で伐採を強要するのは、亡国の政策となりかねない。国に頼らず自分勝手にやっていく。多様な森林があって良い。
- ・人材の育成も大事だが、その前に人がいるのだろうか？日本は、もうお金が無い。国や市町村がお金を今までのように林業に使ってくれる事は想像しにくい。どうすればよいかを考えると、自分で考えるしかない。

***この制度を地域にあったより良い制度とする為に、何が必要か**

- ・地域林政アドバイザー制度を市町村が活用する事によって、集約化や山林所有者との交渉などを行う事ができるようになる。更に、地域林政アドバイザーは、事業費ではなく市町村の嘱託という形で雇用する事もできる。
- ・地域林政アドバイザー制度は、この制度を善用していくためのキーとなる制度である。森林組合が地元の自治体に売り込んで良い。自治体も森林環境譲与税で委託費として支払える。

森林組合としても経営の関係で、出来なかった仕事が、この制度を活用する事でできるようになる。

- ・林業現場で伐木作業の事故は絶えない。施業のあり方として荒廃した森林の整備を管理する人は作業も低コストで行わなければならないし、事故も多くなるのではないかと。そうならないように安全面にもっと予算を割くべきだと思う。
- ・山林所有者も林業従事者も儲かるようにならないといけない。安全で明るく楽しい林業になると良い。

***会場からの意見**

- ・採算が合わない山林については、市町村に引き取ってもらいたい。
- ・ドラスティックに森林経営の環境が変わってきている。森林環境譲与税を活用して、所得の低い林業作業員に対してベーシックインカムを活用すれば良いのではないかと。所得が増えるならば、人材は増える。
- ・高価な高性能林業機械を購入しなければならない事もあり、今の原木価格だと経営が成り立たない。山側から発信する森林経営制度が必要。
- ・行政にも色んな行政がある。頑張っている行政もある。
- ・組合と行政は “使う・使われる” の関係ではなく、お互いに役割が異なる。
- ・土地村外流出対策要綱というのがあって、話があれば外部に売るのではなく、自分達で購入している。山を自分達で守るという意識は高い。という所もあるという事を知って頂きたい。ただ、今回の制度では、土地所有権にかかることに関して森林環境税を使ってはいけないという事です。
- ・疎開限界本数を超えてまで、間伐する必要はない。間伐は良い材を良い価格で買ってもらう事が前提である。昔は 8%程度が高値だったが、現在は、ほとんど無い。昔の良い材が並材の価格となっている。曲がり材の基準も厳しくなっている。
- ・今回の法案で、採算が “合う・合わない” の判断は誰が、どうするのか？現在の環境だと造林コストが出ないので永久に間伐をし続けなければならない。疎開限界本数なんて関係ない。国も自治体も山林所有者も都合が悪いことは全部森林組合に押し付けている。現在の森林木材産業の環境だと採算が合わない。それを森林組合に押

し付けている。森林組合にできる事は非常に限られている。今回の制度では、木材流通が含まれていないのが、非常に残念である。



11月9日(金)～10日(土) 第1回九州木質建物構造展 (2階交流ギャラリー)

展示場ブースでは、各地域や九州森林ネットワークの取組内容を展示。

(熊本県小国町、宮崎県諸塚村、鹿児島県屋久島町、日田市上津江町 および NPO 法人 九州森林ネットワーク)



11月10日(土) セミナー (国産材活用) セミナー室 2

「木の良さを活かすトライウッズの取組み」 株式会社トライウッズ 渡邊雄一郎 様

- ・会社概要の説明
 - ・川上事業(森林保全事業)の説明
 - － 路網整備、集約化、人材育成の説明、SGEC 取得の説明、J クレジット制度取得の説明
 - ・川下事業(製材加工事業)の説明
 - － 六次産業化の取組、製品差別化の取組(天然乾燥材、顔の見える家作り事業)
 - － 九州大学との共同研究の取組
 - ・森林体験ツアーの説明
 - － 日田市と協働で、観光産業への取組、主な参加者は、施主 様
 - ・今後のトライ・ウッズの林業について



「鉄骨+木材 コンクリートを木材へ」 小国町森林組合 築瀬和彦 様

- ・小国町森林組合の取組
- ・WOOD ALC の紹介
- ・公共木質建物の実績紹介
- ・WOOD ALC パネル耐火性能について
- ・今後の小国町森林組合の林業について



「世界自然遺産の森林 環境と向き合った木づかい運動」 屋久島大屋根の会 西田 功 様

- ・屋久島の概要の説明
- ・世界自然遺産、(歴史を中心とした)ヤクスギの説明
- ・屋久島地杉(人工林杉)の説明
- ・「屋久島の家」協議会ウッドマイレージ CO2 認証制度の説明
- ・地杉の魅力を広げる木づかい運動の紹介
- ・今後の屋久島の林業について



参加・来場者人数

福岡県福岡市（アクロス福岡）

11月9日フォーラム（607会議室）： 84名

11月9日～10日 九州木質構造展示ブース（2階交流ギャラリー）： 約20名

11月10日 セミナー（セミナー室2）： 20名

アンケート結果

【感想・意見】

感想・意見	所属	年齢
ご来場の方々のご意見・知見を交えたパネルディスカッションでは、見識の幅が広がる思いでした。	行政	40 歳代
大変勉強になりました。新法のことを知る努力はしないといけないと思いました。いろんな立場から、多角的に法についてうかがう機会となりました。 むずかしい話だと不安になりながら来ましたが、泉先生のお話はとてもわかりやすかったです。他の方々もでした。 運営された皆様ありがとうございました。 矢房さんのお話よかったです。 森林組合に依頼して1年以上かかるというのはびっくりしました。	NPO	50 歳代
時々このようなセミナー？を開催お願いします。	林家	60 歳以上
県の職員として国の環境税の概要は知っていたが、市町村担当者の負担が大きく、とてもこわい制度が始まると感じていました。大学の先生、NPO、林家の方等、普段はお話する事の少ない方の話を聞いてとても勉強になりました。	行政	30 歳代
森林経営管理法の問題が非常に良く分かりました。泉先生がおっしゃった、この制度を善用する道(地域林政アドバイザー養成など)には希望を持てそうですが、やはり森林の『安楽死』をもたらす法律であることを再認識しました。そういう中で行政、林家、NPO、山元の方々の苦悩が聞け、非常に勉強になりました。こういう思いが国民に伝わっていないというのが一番の問題ではないかと思います。非常に充実した時間の機会に感謝申し上げます。	学校関係	—
森林経営管理法の行方が大変気になります。	その他	—
泉先生のマクロの説明がシロウトの私にとっても充分理解でき、林業の問題が良く判った。林業の課題が各立場の人達から明確な説明があり、大変有意義であった。	一般ユーザー	60 歳以上
森林経営管理法の良し悪しを学ぶことができた。	行政	30 歳代
森林ボランティア活動をしながら仲間づくりをしています。細く長く続けることが大事と考えていますが、ボランティアだけでなく事業に結べるようにしていく事も考えたいと思いました。新法についてはとても勉強になりました。まだまだ理解が足りないと思いますが	その他	60 歳以上

森林に向き合い方について再考する必要があると考える。 長伐期の規模が全くなりつつあった。 担い手における人材育成だけでなく、それをコーディネートするフォレスターの技術能力の向上が必要と考える。 そこに森林所有者への利益還元？異動のある行政ではなく、地域に森林の循環利用とコーディネートする者が必要と考える。	行政	30 歳代
森林ボランティア活動をしながら仲間づくりをしています。細く長く続けることが大事と考えていますが、ボランティアだけでなく事業に結べるようにしていく事も考えたいと思いました。新法についてはとても勉強になりました。まだまだ理解が足りないと思いますが、、、	その他	60 歳以上
行政として立ち位置、指導方針など考える意見が聞けた。 ミスリードしないよう、森林のためになる指導を行っていきたいと感じた。	行政	40 歳代

2. 今後取りあげて欲しいテーマ

今後取りあげて欲しいテーマ	所属	年齢
このテーマでもう 1 回くらいいいかがでしょうか？新法の使い方など。今こう使っていますなど	NPO	50 歳代
山・森林の恵みを体験する、珍しい取組	行政	30 歳代
言葉の定義の事。間伐。全伐。抜き間伐(捨て間伐)。除伐。	林家	60 歳以上
林業担い手の確保の方法	行政	30 歳代

まとめ

森林経営管理法の詳細を知らず、多くの方々に関心・興味を持って頂いた。地元の新聞社からの取材(西日本新聞)もあり、非常に盛況であった。フォーラムの中では、厳しい意見もあったが、最終的には、いかにこの制度を林業・木材産業・山間地域のために活用していくのかという事に焦点が当たった。

アンケートからは、行政関係者(特に市町村関係者)からは、森林経営管理法の運用に関して心配の声が多く聞かれた。

また、厳しい林業・木材産業の環境下で、今まで一生懸命頑張って山の経営を行ってきた地域や人が、報われないのではないかと意見もあり、いかに地域にあった形で、この制度を活用していくのかという課題も残った。

アンケート等からは、数年後、この制度がどのようにして活用されているのかを掘り下げて欲しいという要望も多く聞かれ、今回のフォーラム、展示会の開催目的である『森林経営管理法を知り、課題を議論する』という点は達成されたと考える。

第8 回 NPO 法人九州森林ネットワーク会員向けプレミアム研修 in 佐賀

「山村と都市との新たな関係づくり」

～佐賀の山を活かした関係人口創出の取組＋工務店向け製材・プレカット工場＋古湯温泉ツアー～

日 時 令和元年 5月24日（金曜日）～ 25日（土曜日） 場 所 佐賀市富士町

九州森林ネットワークでは、過去7 回に渡ってプレミアム研修を九州各地で行ってきました。

この研修会を通して、地域、業種を超えて会員各位の交流を図り、研修を通してそれぞれが抱える問題・課題など様々な意見交換を行ってきました。今回の研修では、「山村と都市との新たな関係づくり」をテーマに佐賀市富士町を訪問致します。過疎・高齢化が進む限界集落、深刻な社会問題となっており山間部において担い手、地域の手が少なく10 年後、20 年後は人がいなくなるのではないかと懸念されています。

富士町ではマウンテンバイク愛好家と地域を結びつける事で山村と都市との新たな関係づくりが築かれております。この取り組みを学びながら、古くから有名な湯治であった古湯温泉に浸りましょう。

【視察スケジュール(予定)】 定員 20 名（スケジュールの変更になる可能性があります）

日時	スケジュール
5月24日（金） 13:00～17:30	佐賀市富士町（佐賀市役所富士支所）集合 黒田木材商事(株)（事業概要説明・工場見学） お茶栽培の取り組み（内容説明・現地見学） 宿泊 旅館（千曲荘） 懇親会
5月25日（土） 10:00～15:30	佐賀市役所富士支所 集合 綿花栽培の取り組み（内容説明・現地見学） 昼食（森の香 菖蒲ご膳） マウンテンバイクを通じた地域の取り組み（内容説明・現地見学） 解散（佐賀市役所富士支所）

【参加費】(会員)13,000 円／人 (非会員)15,000 円/ 人 (宿泊費、朝夕食、懇親会費)

※ 25 日の昼食代は、参加費に含まれておりません、各自でご負担ください。

※ 直前のキャンセルには、キャンセル料が発生いたしますので、ご注意下さい。

【お申し込み】 メールか Fax でお申込みください。

住所	
----	--

氏名		
連絡先	電話	携帯
	メール	
備考		

※当日連絡が取れるように携帯番号をご記入ください。

《連 絡 先》

熊本県 阿蘇郡 小国町 宮原 1802-1

小国町森林組合内事務局 担当:森林整備課 川谷 賢正

電話:0967-46-2411 FAX:0967-46-5474 メール:kawatani@ogunisugi.com

【申し込み締め切り】 令和元年 5 月 9 日までにお願いします